

信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	時間	開催方法
令和5年4月25日（火）	午後1時30分～4時30分	Web会議システム（Webex）による
令和5年5月31日（水）	午後1時30分～4時30分	

※令和5年7月以降は集合形式での開催も予定しております。

2 令和5年4月審査分の返戻通知等の問合せについて

標記につきまして、連休により営業日も少ないため、返戻到着後から問合せが集中し、電話が繋がりにづらくなることが想定されますのでご了承ください。

つきましては、本会ホームページに掲載の「介護給付費請求明細書及び支払額等に関する照会票」にてFAXでの問い合わせにご協力ください。本会ホームページに「請求明細書、給付管理票返戻（保留）一覧表」等の見方、対応方法等を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

【令和5年4月審査分の返戻等通知の送信、郵送予定日】

- 伝送請求事業所・・・令和5年4月27日（木）16:00以降送信予定
- 磁気媒体・帳票請求事業所・・・令和5年4月27日（木）発送予定

3 ケアプランデータ連携システムについて

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにおいて、介護サービス事業所との間で毎月やり取りされるケアプランの一部情報をデータ連携できる標記システムが4月20日から稼働となっております。

既に利用申請等していただいているところですが、システムに関する「ヘルプデスク・コールセンター」が令和5年3月31日に開設されましたので下記のとおりご案内します。

『ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト』
<https://www.careplan-renkei-support.jp>

4 令和5年度における感染症や災害の影響により利用延人数が減少した場合の基本報酬への3%加算の取扱いについて

令和5年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症は【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】において、標記加算の対象となります。算定方法の具体例については下表参照の上、加算算定等の届出と併せてご請求ください。

感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和5年度の取扱い)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所において、令和5年度に令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上利用延人員数が減少した月があった場合、再度3%加算の算定が可能。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき一度3%加算を算定した事業所においては、同一事由による令和5年度の利用延人員数の減少に基づいて、再度3%加算を算定することはできない。

加算算定のイメージ

・令和4年度の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度内に3%加算を算定していた事業所の場合
 ・令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

➡ 算定可能となるのは、最速令和5年6月サービス提供分からとなる。

R5年度 (R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了									○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき算定していることから、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
延長	令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較			なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	延長終了						

・令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和5年度にまたがって3%加算を算定していた事業所の場合

R5年度 (R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了									○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき再算定した場合は、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
延長	令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較			なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	延長終了						
再算定						利用延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了				
再延長						令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較				延長届提出	延長開始	延長終了	

5 令和5年5月請求分の受付日程と請求明細書等の提出期限について

5月請求分受付日程		5月1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)	10日 (水)
請求方法	インターネット伝送 (24時間受付)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵送・宅急便	○	○	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	○	○	○
	持参 (3~7日は閉館)	○※2	○※2	×	×	×	×	×	○※2	○※3	○※3

※1 受け取りは8日以降
 ※2 受付場所：5階介護保険課 受付時間：午前8時30分～午後5時
 ※3 受付場所：1階受付会場 受付時間：午前8時30分～午後5時

介護給付費明細書等の提出期限は**毎月10日必着**となっております。普通郵便を利用している事業所におかれましては、配達日数に十分ご留意のうえ、締切日までに必ず届くように送付ください。

また、インターネット請求の事業所におかれましては、夜23:30以降に送信された場合は、翌朝8:00受付処理となります。ただし、受付締切日(毎月10日)に関しては、23:30以降のデータ送信は受付を行いませんので時間厳守をお願いいたします。なお、事業所側での請求取消・再送信についても同様ですので、事前チェックエラー対応等を考慮し、余裕を持ったスケジュールでご請求ください。

令和5年4月審査分の支払日は5月30日(火)、令和5年5月審査分の締め切りは5月10日(水)です。